

フランス第三共和制における議会の予算権限とその 改革(八・完)：確立期「議会中心主義」の構造・試論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小沢, 隆一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008675

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革（八・完）

—確立期「議會中心主義」の構造・試論—

小沢隆一

序

- 一、予算議決過程にみられる「議會中心主義」
 - 二、「議會中心主義」批判の登場
 - 三、「議會改革」論の意義——統治構造の改革——におけるその位置をめぐって
 - 四、「議會改革」の実際——一九〇〇年三月一六日代議員議員規則改訂とその後
 - 五、学説の動向（以上三九卷二、四号 四〇卷一、二号 四一、二、三、四号）
- まとめ「議會中心主義」とは何であつたのか（本号）

まとめ―「議會中心主義」とは何であつたのか―

以上、フランス第三共和制前半期の議會制のありようを、議會の予算権限を手がかりに検討してきた。そこには、確かに、強力な予算権限を行使して政府を翻弄する議會、「強い議會」を確認することができる。ただし、この「強い議會」すなわち「議會中心主義」の意味するものが、「政府との対抗関係において（相対的に）強い議會」ということにつきるわけではないということ、このこともまた、以上の検討から明らかになつたはずである。そして、この「議會中心主義」なるものが、第三共和制期にあまねく現象していたわけではなく、一定の条件の下で成立をし、またその条件の変化、喪失の過程で変様、消滅していったことも確認できたと思われる。「議會中心主義」は、第三共和制の憲法構造（この場合、セーズ・メ事件を経過して成立した『グレヴィ憲法』の構造）と表現するのがより正確であるが）の單純な反映、その定着によつてのみ現出したわけではなく、その成立には、單に中央國家權力内部の力関係（王党派と共和派、議會の大統領・内閣）に限られない政治的・社会的要因が複雑に絡みあつて寄与しているのである。この要因の変化によつて「議會中心主義」もまた變つていった。

それでは、「議會中心主義」とは、一体何であつたのか。それはいかなるものであり、なぜそのようなものとして存在したのか。そして、それを理論的にはどのようなものとして認識するべきなのか。今までの検討をふまえて、これらの点に私なりの「こたえ」を試論として提出して、本論文の「まとめ」としたい。

1、議會「中心」主義―いかなる意味で「強い」議會か―

第三共和制前半の議會が「強い議會」であるという場合、それは何をもつてそうであるというのか。

従来の理解は、基本的には、他の憲法諸機関との相対関係において議会の地位が高い、あるいはその権限が強いことをその根拠としてきたといえる。例えば、カレ・ド・マルベールが「絶対的議會主義」(le parlementarisme absolu)論を展開した際、念頭におかれていたのは、立法権の執行権に対する(権限としての)優越であり、それにもなう議会の政府に対する(機関としての)優位であった。⁽¹⁾ 其後のフランス憲法学における第三共和制認識も、基本的には、この理解の延長線上にあるといえる。もちろん、カレ・ド・マルベールの「絶対的議會主義」論という「同時代認識」は、その特異な「法律」観念(『「形式的法律」一元論」を原点としていることもあって、それがそのまま受け継がれていったわけではない。其後の『議會中心主義』理解は、例えば、議會による頻繁な政府統制手段の行使、それにも起因する政府の不安定などを強調するものが目立つ。⁽²⁾ しかし、これは、立法権という権限を強調するのか、議會という機関に着目するのかの違いであり、いずれにせよ、國家機關相互の相対的な關係の枠内で強弱を測るという方法には変わりがない。

確かに、第三共和制の「議會中心主義」は、「立法の執行に対する優位」が強調された体制であり、その下で議會による政府の統制も強化された時代といつてよい。議會の予算審議についていえば、予算を「法律」という形式で定めることが前提となつて、きわめて細部にわたる審議が討論・議決の手續き(そこにおける委員会や個々の議員の權利)を駆使しておこなわれたし、そのことが同時に、政府に対する議會の統制、政府責任の追及としての意義を有するものであった。この点は、本論文の「一、予算議決過程に見られる『議會中心主義』」⁽³⁾で詳しくあきらかにしたところである。このような「機関としての關係」における議會の政府に対する「強さ」が「議會中心主義」の特質の一端を構成していることは、疑いのない事實である。

しかし、これは、あくまでも、「議會中心主義」の「現象的・形態的特質」にすぎない。議會の立法機能や政府統制手

段がこの時代に「なぜ」そのように発達しえたのか、このことを問わなければ、すなわち議会の強さの「秘密」を明らかにしなければ、「議會中心主義」の「本質」を把握したことにはならない。そこには、それを支え、促進した政治的・経済的・社会的要因が存在するはずであり、これらと議會・政府等の憲法諸機関の活動との連関が解明されなければならない。カレ・ド・マルベールをして「形式的法律」一元論を構想させ、「法律には内容的限界はない」と言わしめた背景こそを問わなければならないのである。

このような観点に立つ場合、最近のフランス憲法学における第三共和制認識には、無視しえない問題があると言わなければならない。それは、カレ・ド・マルベールの理解を出発点としながらも、当時の議会の強さの根拠をその「立法」機能よりも「政府統制」機能に求める方向にますます傾斜してきているように思われる。あるいは少なくとも後者の機能を前者とは別個に取り出して議会の強さを論じる傾向にあると思われる。いきおい、「強い議會制」弱い政府→政府の不安定⁽⁴⁾というかたちで論じられることになる。

しかし、このような理解は、「議會中心主義」の認識としては、カレ・ド・マルベールの水準からの明らかな後退である。第三共和制前半の「議會中心主義」は、議会の立法機能と政府統制機能とが同時にかつ相互に結びつきながら発達し、そして全体としてのそれらが議會（議員）の政治的・社会的統治能力の強さの一翼を形成しながら展開したのである。両機能を「分断」し、かつ、強い議會を「弱い政府」政府の不安定にのみ引き付けて理解することは、この「政府の不安定」という性質の点では一貫していた第三共和制期「全般」のなかに「議會中心主義」を流し込んでしまうことになる。そして、それは、ひいては、歴史状況の差異を無視して「強い議會・弱い政府」という一点で第三共和制と第四共和制とを「まるごとひとくくり」にするという、きわめて非歴史的な「フランス憲法史」観を形成することにもつながる。⁽⁵⁾

「議會中心主義」は、あくまでも第三共和制前半期に「固有な」体制として把握されるべきである。それは、それを支えた条件・要因との連関の検討の中から理解される事柄である。

まずなによりも、議會が「強い」ということは、それを、國家機關相互の問題に限定するべきではなく、当時の議會の活動、そして議會を構成する議員たちの議院内外での活動が、国と地方の双方にまたがる政治（それは、國家權力機關としての活動―狹義の「政治」―にとどまらず市民社会内部での―道徳的權威などにも依拠して展開される―活動をも含む広義の政治である）の場で、政治的・社会的統治能力を他の政治機關、社会団体から奪い、掌握していったということのなかに見いだすべきである。この「統治能力」は「ヘゲモニー」と言いかえてもよい。ビルンボーム(Birnbaum, Pierre)のいう「議員たちの共和国」(République des députés)とは、本来、この議員たちの「ヘゲモニーの強さ」を表現する言葉として用いられるべきではなからうか。⁽⁶⁾

2、「議會中心主義」成立の諸要因

「議會中心主義」をこのように議會(議員)のヘゲモニーのありようの問題として把握することによってこそ、この「議會中心主義」の「歴史的に固有な性格」が明らかにになる。私は、本論文の冒頭で、第三共和制の「議會中心主義」を「議會とその立法権が担う政治的機能が、単に『政府との関係で相対的に大きくなった』というだけではなく、それ以前と比べて「絶対的にも」増大した時代」と指摘しておいたが、⁽⁷⁾ここでは、それを議會(議員)の政治的・社会的統治能力(「ヘゲモニー」)の増大と言いかえておくことにする。このヘゲモニーが、いかなる社会的要因(政治的・社会的諸制度とその運用実態)に基礎づけられることによって存立しえたのかということこそ、「議會中心主義」の歴史的固有性の具体的内容といえる。以下、この「社会的要因」を總括的に示しておこう。ようするに、「議會中心主義」は、な

ぜ、どのようにして存立しえたのか、である。

まず第一に、「議會中心主義」に固有な事柄として、「国会議員」なканずく「代議院議員」という社会的存在の歴史的に独自な特徴が確認される。

ビルンボームは、第三共和制下の代議院議員（代議士）について、次のような指摘をおこなっている。①七月王制期の代議士は高級官僚がその中核を構成しており、実業界と政界・官界はほぼ完全に融合していた。これに対して、第三共和制期には、代議士（＝政治家）の「専門職化」が進む。「官吏議員」は、普通選挙から生まれた職業的政治家にその座を明け渡す。②第三共和制の「職業政治家」たちは、その社会的出自の点でも、それ以前の代議士と異なる特徴を有する。第三共和制全体を通じて、教員、労働者、事務職員出身の代議士が増大する一方で、高級官僚や弁護士出身の議員の数は減少している。⁸⁾

かかる「変化」が（男子）普通選挙制の導入によってもたらされたものであることは明白である。制限選挙制によって地主・大ブルジョワジーなどの「伝統的名望家」層に限定されていた代議士の出自を、普通選挙制は一気に押し広げた。

ところで、この「出自の拡散」傾向において注目すべきことは、絶対数にしてはそれほど多くはないが急速に増大した教員出身代議士である。というのも、彼らの議會進出こそ、当時のフランス政治の状況、とりわけ、「中央—地方関係」と表現できるであろうが、中央からの政治的「統合」とその地域による「受容」のありようの当時における状況を象徴的に示す現象であると思われるからである。

第三共和制の前半期は、政党組織の端的な形成が確認できるとはいえず、それが社会階級の政治的編成に大きな影響を与えたとはいえ、なおいえない段階にとどまっていた（政党システムの未確立）⁹⁾。そのような中で、議會に進出する議員

たちは、地主や大ブルジョワジーなどの「伝統的名望家」とは区別されるものの、その政治的・社会的行動様式は、なお「地方的・名望家的なもの」とどまらざるをえない。アロンデイスマンを基礎単位とする「小選挙区・二回投票」制が、このような行動様式を当時の議員たちに強制したこと、そして、この行動様式をもつとも「得意」とすることである当時の議会において勢力を拡大していったのが「急進派」であることは、すでに何度も指摘してきた。¹⁰⁾

こうして生み出される新しい「地方密着型の代議士」（ビルンボームの表現によれば「新しい名望家集団」）が、他ならぬ「教員出身者」によって担われるようになったというこの意味を考える必要がある。それは、「地方名望家」としての彼らの存在形態が、当時の中央―地方関係と一定の照応関係にあったがゆえに、そのような現象が生まれたと考えることができる。というのも、一九世紀末のフランスにおける政治的統合は、普通選挙制の導入という政治制度面での統合の裾野の拡大と対応して、社会制度およびイデオロギーの面では、「共和国」あるいは「単一不可分の共和国」の理念が教育・文化活動を通じて浸透していく過程として把握することができる。¹¹⁾そこで、かかる普通選挙による政治統合と「共和主義」教育によるイデオロギー統合とを「一身に」体现する存在として、「教員出身議員」を把握することは、あながち不当ではあるまい。「共和制の理念」をもつとも強烈に掲げたのが当時日の出の勢いで議会での勢力を拡大していった「急進派」議員たちであったことなども、このことに符合するものと見ることができよう。

このことは、逆に、彼らのような「名望家的存在」としての議員の媒介なしには、当時の政治的統合（柴田三千雄の表現によれば「国民国家」としてのフランス）¹²⁾は達成し得なかった、その意味において、議会のヘゲモニーの拡大にこの政治的統合が依存せざるをえなかった、ということになる。中央―地方関係の当時における歴史的段階が、議会（議員）を媒介にしたそれを浮き上がらせる必然性を内包していたということであろう。

第二に、代議士がこのような中央―地方の媒介機能をそのヘゲモニーの増大とともに獲得していく上での政治的・社

会的条件を指摘しなければならぬ。かかる条件なしには、いかに大衆的支持を獲得した代議士とて、「新しい名望家」として活動することができないからである。

これは、換言すると、当時の西欧が一樣に普通選挙制の実現に向けて動きだし、「名望家支配」体制をつきくずしていったなかで、フランスだけがなによえに「議會（議員）のヘゲモニー」の突出という形でこれを実現したのか、という問題である。もちろん、この問題に全面的に答えるためには、イギリス、ドイツなどの国々の議會制の展開を歴史状況の中で位置づける必要がある。そのような作業をこの場で行うことはできないが、一つだけ指摘しておきたいのは、フランスとその他の西欧諸国との議會制の「偏差」を見る上で、イギリスにおける二大政党制やそれと密接に関わる議院内閣制の成立、ドイツにおける「近代化のおくれ」それゆえの議會制の未成熟、などを挙示するだけでは不十分であるように思われる（もちろん、それらが「偏差」の具体的標識の一つであることは認めたうえでのことであるが）。

それというのも、ここで問題にしている「議會中心主義」の「政治的・社会的条件」には、フランスに固有なものもあれば、広く一九世紀西欧に普遍的に確認できるものも含まれているからである。フランスの「議會中心主義」の歴史的位位置を明確にするためには、その存立基盤における「普遍的要素と個別的要素」をも指摘しないわけにはいかないと思われる。それゆえ、この問題を検討するには、他国とフランスとの「違い」のみを指摘する視角ではとらえきれないのである。そこで、以下、「議會中心主義」をささえた（西欧に一般的に共通する）普遍的基盤とフランスに固有な基盤という順に（当然両者の「絡み合い」にも意識しながら）明らかにしていこう。

まず、「議會中心主義」という形態をとるか否かはともかくとして、社会・経済状況の変化に対応するべく中央と地方の双方を通じての国家（政治）任務の増大と、このことを基礎とする中央の政治と地方の政治を媒介するルートの緊密化の要請の高まりは、一九世紀の西欧一般にみられる現象である。これは、ときには「中央集権」あるいは「地方分権」

という表象をともなうて実現していくが、事柄の本質的内容は、土木・教育・公衆衛生・医療・福祉などの国家行政活動が拡大し、それが地方へと浸透していく過程で、地方の人的・物的資源を活用する需要が増大し、かつその活用の現実的基盤（＝地方活力）も蓄積されていった、ということである。

こうした一九世紀西欧における国民国家的統合とそれを「地域社会」が受容していく過程での地方的・社会的諸力の発揚というダイナミズムは、たとえば、イギリスにおけるいわゆる「一九世紀行政革命」やそれに続く「団体主義の時代」（ダイシー）⁽¹⁴⁾あるいはドイツにおけるプロイセンの「行政改革」やビスマルクの「利益政治」などに確認できる。⁽¹⁵⁾フランスの「議會中心主義」のもとで展開した「議會クライアンテリズム」もまさにこのような西欧社会の変貌とその中で政治・行政の機能変化に基礎づけられた事態として現出したものであるといえる。国家による「統合」と地方・社会の「活力発揮」（それは「分権」「自治」という表象をともなうて現れることもあるが）との相関関係は、それぞれの国によって「偏差」を伴ってはいるものの、前述のような行政作用の実現をめざす中央政府の政策意図にインパクトを受けて地域や職能によって組織される団体が「利益政治」に参画していくという構造には共通のものを見てとれる。中央の政治と地方の政治、あるいは「国家と社会」を媒介するのが、議會（議員）であるか、行政機関（官僚）であるかはともかくとして、そのような媒体を通しつつ地方的・社会的利害を調整・実現していく政治構造が、そこには出現したのである。

かかる政治構造が、フランスでは特殊に「議會中心主義」、「議會クライアンテリズム」として現れた。そのような現象形態“を”とらしめた要素こそが、「議會中心主義」のフランスに固有な基盤“ということになる。

そのまず第一の要素は、すでに繰り返し指摘しているが、アロンディスマンを基礎単位とする小選挙区制である。もちろん、これだけではなくフランスにおける政党システムの未確立、とりわけ労働組合などの「団体的基盤」を有する

政党組織の欠如なども加わるが、いずれにせよそれらも、この下院の選挙制度のありようによって規定されていることは疑いが無い。小選挙区という制度に規定されたこれら議会制システムにおける「政治的統合過程」の独特のありようによって、フランスにおける「利益政治」は、地域的に分断されながら展開する必要に迫られたということである。

第二に、かかる選挙制度と関わりながら、中央―地方の行財政関係および地方行政システムにおいても代議士を媒介とした利益政治に適合的な条件が形成された。フランスでは国会議員など中央の公選職と県会議員・市長村会議員・市長などの地方公選職との「兼任」が認められており、これによって、同時に県会議員や市長である代議士は、おのずとその地域の「名望家」としての地位を磐石のものとすることができた。この制度によって、中央と地方との媒介が代議士の「人格」において統合されることになった。

このような代議士本人への「媒介機能の集中」をさらに増幅したのが、その国会議員および地方議会議員としての権限であった。地方制度、とりわけそこにおける財政決定の仕組みは、第三共和制の創立を前後して、一定の改革がなされる。一八七一年の「県議会に関する法律」と一八八四年の「地方組織に関する法律」がそれである。これらは、一方で、県議会や市町村会にそれぞれの地方公共団体の予算議決権を付与することによって、地方議会の活躍場面を拡大しつつも、他方で、それら地方の財政決定に中央の議会が、とりわけ臨時税、借入などの承認権限を通じて介入しうるシステムを採用した。この臨時税や借入は、当時の地方財政の全般的不足状況（それ自体、一九世紀末の国家機能の変化と密接に関わっている）のなかで、地方財政運営に決定的な影響を与えるものであった。かくして、これらによって、中央の議会（議員）が地方の財政決定をめぐって「利益政治」を展開する「機関権限の面での保障」があたえられたのである。

第三に、以上のような制度的保障を前提としつつ、「議会中心主義」を具体的にかつ最終的に保障する制度的条件とし

て、中央議會の場での予算審議の際に個々の議員や予算委員会に付与された権限がある。その権限の数々（その代表例としての「予算修正提案権」）については、ここではもう繰り返さないが、⁽¹⁶⁾議員たちは、これらによって、その選挙区の個別的利害を実現するべく議會審議に臨んでいった。その結果が、「議會中心主義」的財政運営の「蔑称」ともいえる「選挙予算」であり、また「フランスにたいするアロンディスマンの勝利」と呼ばれる事態である。かかる事態は、おそらくフランスにおける政党システムの未発達と無関係ではあるまい。政党内部でなされうる議員たちの利害集約・調整のメカニズムを欠いたまま地方の個別的利害を議會の場で実現しようとするかぎり、個々の議員が有する審議の際の権限は、無傷のまま行使されるに任されることになった。

「議會中心主義」のもとでの「議會クライアンティズム」は、かくして、このようなフランスに固有な制度的条件に支えられて現出した。

3、「議會中心主義」の動揺―「議會改革」の意義

以上のような構造によって支えられた「議會中心主義」は、第一次大戦を前にして、動揺し、それを支えた条件の一部は崩壊する。それゆえ、それ以後は、「固有の意味での」「議會中心主義」と呼ぶにはふさわしくない体制に変様したというのが適切であると思われる。この変様をもたらしただけものが、「議會改革」(réforme parlementaire)である。

というのも、一八九〇年代に始まり第一次大戦前に一定の成果をあげる「議會改革」の動きは、前述の「議會中心主義」を固有にささえたフランス的条件の「総体」を、すなわち下院の選挙制度、地方制度、そして何よりも議會の予算審議のあり方を問題の俎上にのせるものであったからである。

それでは「議會改革」は、この「議會中心主義」を一体いかなる視角から問題にしたのであろうか。「議會改革」論議

は、一様に、「議會中心主義」における議會運営、とりわけそこでの予算審議が「利益誘導的である」と批判する。下院選挙制度の「小選挙区制（アロンドンディスマン投票制）から比例代表制へ」の転換、地方行政の「事務分散」を含んだ「地方分権」の実現、議會での予算審議の合理化とりわけ議員の予算修正権の制限などの改革は、いずれもそれらによって、「議員による利益誘導政治が解消する」という「ふれこみ」で提案されている。この点だけをみると、あたかも「議會中心主義」は、その利益政治的性格を「議會改革」によって批判され、修正されていったことになる。たしかに、当時において「議會改革」を積極的に主張した政治家や学者の言説を雑誌その他の書物で読むと、そのような印象を与えることは否定しがたい。¹⁷⁾

しかし、この点は、当時の「議會改革」論議を歴史的脈絡全体の中に位置づけてみると同時に、その「改革」の実際、その帰結を「議會改革」論の各主要テーマごとに後づけてみると、別の見方が可能となる。すなわち、「議會改革」論は、決して利益政治「そのもの」を否定しようとして「議會中心主義」の改変に乗りだしたものではない。その意味では、「議會改革」論のイデオロギー的表象とその本質とをはっきりと区別してみておく必要がある。

まず、「議會改革」の歴史的脈絡とはつぎのように要約できる。すなわち、それが提起された時期とは、「国民国家」としての統合を実現したフランスがさらに「帝国主義国家」として成長をとげていくなかで「議會中心主義」下の政治構造・政治運営がその桎梏となった段階である。そして、この桎梏の打開を自らの課題として自覚した勢力、具体的には独占ブルジョワジーの利害を代弁し「帝国主義国家としてのフランス」の成立を推進せんとする勢力（象徴的存在）としてのポワンカレ）がこれを提起していくのである。

ただし、かかる「議會改革」推進勢力は、「議會中心主義」の利益政治を批判しながらも、自らもそれとまったく無縁ではなく、それに代議士「生命」を、一定程度、依存していた。にもかかわらず、「議會中心主義」批判をそのような形

で展開したのは、それが全面的に展開する体制が、彼らの「大目標」たるフランス資本主義の帝国主義的發展にとっての障害となった、そのかぎりのことであつて、利益政治の「精算」を目指したわけではない。利益政治が帝国主義路線に矛盾しないかぎりでは、それは温存されることになる。

彼らの課題をこのように位置づけることは、「議會改革」の実際とその帰結に照らしてみても妥当であると思われる。まず、「議會改革」論議の焦点となつた予算修正権の制限問題では、当初は議員による予算発案の全廃などの大胆な提案もだされたが、結果的には一九〇〇年の代議院議院規則の改訂によつてきわめて「微温的な制限」にとどめられた。結果として「選挙予算」と皮肉られる事態は減少していったものの、議員の予算審議の際の権利は、イギリスなどとくらべるとはるかに大きなものが存続した。また、「急進共和制」期の地方制度改革をみると、そこには、利益誘導ルートの行政部内への部分的「転轍」という事態が確認できる。それは、利益政治そのものは温存しつつも、それがもつばらに「議會によつて」すなわち「議員を媒介として」おこなわれる、そのための機会として議會の予算審議の場が利用され、国家財政運営が攪乱されるという状況は避ける、という選択であると考えられる。要するに、利益政治は「否定」されただけではないのである。

一九世紀末の国家―地方行政の拡充・再編にともなつて生じる利益政治は、議會（議員）のみを媒介とすることによつて「議會中心主義」を現出させた。この「議會クライアンテリズム」状況と帝国主義的国家財政との齟齬こそが、「議會改革」によつて問題とされたのであつて、利益政治一般ではないのである。

かかる経緯のなかで進んだ「議會中心主義」の改変は、また、議會が強かったがゆえに「生じた、というわけでもない。たしかに、「議會中心主義」の没落は、「議會中心主義」イデオロギーを掲げ、それに適合的な政治行動を展開しつつ権力の座にのぼりつめた「急進派」政権の時代にまさに進展したことから、議會の強さゆえの没落」という「象徴的」

言回しでこれを表現しうるかのように見える。

しかし、この「急進派」政権期から第一次大戦にかけて現実に展開した事態は、帝国主義体制に適應するべく、議会の強力な権限を規制しながら行政権（ある場合は大統領、ある場合は、政党に組織された議会多数派に基盤を持つ内閣）のリーダーシップの確立をめざす「議会改革」勢力のイニシアティブの成立であった。そして、その中で、すでに具体的に指摘したように「議会中心主義」、「絶対議會制」を固有に支える基盤が掘り崩されていったのであるから、「議會中心主義」の没落を「議会の強さゆえの没落」と描くことは、必ずしも正確とはいえない⁽¹⁸⁾。

「議會中心主義」が「議会改革」の波にあらわれる中で、議會（議員）がかつて發揮していた政治的・社会的ヘゲモニーは、確実に減殺されていった。「議會クライアンティズム」の政治統合における機能は小さなものとなっていたのである。その意味において、議會は明らかに「弱く」なっていた。

4、「議會中心主義」と学説

「議會中心主義」の実像が以上のようなものであるとすれば、その「觀念形態」としての当時の諸学説における議會制論の位置づけ・評価も、それとの関連でなされる必要がある。この観点から見た場合、わが国におけるこの問題での従来の整理・理解の仕方には、少なからぬ問題があるように思われる。

日本の研究者がフランス第三共和制を「議會中心主義」として把握する場合、カレ・ド・マルベールの議論に依拠してこれをおこなうことが通例である⁽¹⁹⁾。すでに本論文で指摘したように、カレ・ド・マルベールが『国家の一般理論への寄与』で展開した「半代表制」（『個々の議員が選挙区民の意思に、事実において、從属する』概念、「権力の階層制」論、「形式的立法」概念などは、いずれも一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、その政治的・社会的ヘゲモニーを議會

とりわけ代議士が大いに發揮したという現象を法的形態の面から写し撮るかのようにして構成されている。その限りにおいて、彼の議會制論を通して当時の「議會中心主義」をとりあえず形態的に読みとることは、あながち不当なことではない。

しかし、彼がこのように理論的に構成してみせた「議會中心主義」という事実そのものが、すでに当時にあつて「議會改革」の荒波に大きくゆきぶられていた。そして、彼の『國家の一般理論への寄与』が公刊された第一次大戦後の時点では、もはやこの「議會中心主義」は大きく変質を遂げていた。彼の議論は、公表時点ですでにその基盤を失つていたのである。にもかかわらず、その後も「議會中心主義」強い議會」という觀念とカレ・ド・マルベールの名とが重ね合わされていくのは、多分に戦間期の「政府の不安定」という事態と「議會中心主義」觀念とが「接合」されていくことに由来すると思われるが、この時期の議會は、大戦前に發揮したヘゲモニーをもちあわせていないという意味において、固有の「議會中心主義」とは区別されるべきである。もともと、今日のフランス憲法學説においては、この区別の意識は希薄であるように思われる。²¹⁾

日本における従来の研究も、カレ・ド・マルベールの議論が第三共和制のどの段階の議會制のどのようなありようを描くことにおいて秀でているのか、という視角からの検討が不十分であつたと思われる。その結果、いきおい、「カレ・ド・マルベールの議會制、法律觀念」第三共和制における主流の見解」という理解が、叙上のような今日のフランス憲法學説の影響もあつて、無前提的に導かれたように思われる。

しかし、第三共和制の議會制の現実を、とりわけ「議會中心主義」が「議會改革」によつて変質を余儀なくされていく過程を弁証するのには、「功があつた」のは（その意味において「時代をリードした」のは）、むしろ異端と位置づけられてきたデュギーである。彼の議論は、アンチ「議會中心主義」であるがゆえに異端であつたのではなくて、そうであ

るがゆえに、小ブルジョワ的・退嬰的な「議會中心主義」を乗り越えて帝國主義体制確立に向かうために再編をせまられたフランス議會制にあっては、主導的立場を発揮しうる位置に「客観的には」あつたのである。⁽²²⁾このことは、例えば以下の点に確認することができる。

カレ・ド・マルベールもデュギーも、当時のフランス議會制のなかに「議會（議員）に対する民意の優位」、すなわち「半代表制」的状况を見いだす。しかし、その受けとめ方には、明らかな相違がある。

カレ・ド・マルベールが「半代表制」として把握するフランス議會制は、個々の議員が彼らを選出する選挙区民に事実において従属するという事態である。かかる事態を「事実として確認する」ことはされていても、これへの批判的見地は必ずしも鮮明ではない。他方、彼はこれをさらにすすめて政党を媒介とした比例代表制へと「従属の質」を転換させることについては、消極的である。その意味において、彼は、「議會中心主義」に対して現状維持的な理論構成をとっている。

これに対してデュギーは、「議會中心主義」が、一貫した政策を遂行するために必要な安定的多数派の形成に失敗していることに問題状況を見いだすがゆえに、「議會中心主義」に満足することができない。この状況の克服のための一方策として、比例代表制の導入によって政策でまとまる強固な多数派を「人為的」に創出することが構想されることになる。比例代表制という一見して民意の多様な「反映」を趣旨とする、それゆえに民意の「分散」・「分断」を帰結しかねない制度が、強い多数派—政府を構成するための民意の「統合」・「集約」にむしろ利用されるという「逆説」は、かかる方法を利用するしかその変革を展望することができないという、地方分散的・地元利益優先的な「議會中心主義」状況の深刻さの裏返し表現である。この状況への強烈な不満こそが、デュギーを比例代表制の提唱へとかりたてていったものと思われる。

一九一二年に一度挫折をみながら、最終的には一九一九年七月二日法によつて代議院議員の選挙に比例代表制が（部分的ながら）導入されるという経緯は、「議會中心主義」状況に対するデュギーの見地が、カレ・ド・マルベールのなそれを政治の世界においても凌駕していったという事実を端的に示すものといえる。

さらに、カレ・ド・マルベールの「形式的法律」一元論についても、当時におけるその「通用力」を再吟味する必要があるように思われる。たしかに、「法律には内容的限界はない」というその帰結は、「議會中心主義」のもとでの議會のヘゲモニーのありように適合的ではあるが、そもそも議會の活動が行政機関のそれに完全に代位することが不可能である以上、この「法的には無限界」という規定は、「社会的限界」の存在を何ら排除するものではない。「形式的法律」一元論は、「議會中心主義」という社会的事実に支えられてこそ「独自の」意味を発揮するのであつて、そうでない場合は、形式的効力における「法律の優位」を意味するだけのことである。それゆえ、「議會中心主義」の変質とともにこの概念の「社会的」通用力も減殺されていったといえる。

このことを端的に示すのが、予算議決権の分野における「二重法律概念」、すなわち「予算＝行政」説の勃興である。一八七五年憲法と「議會中心主義」状況に根拠をおく「予算＝法律」説は、「議會改革」の動きの中で議員の予算発案権に制限が加えられるや、影響力を失い、かわつて学界の中ではデュギーらの唱える「予算＝行政」説が主流を占め、この制限を正当化していくことになる。「形式的法律」一元論と「予算＝法律」説に基づいて、この動きに有効な反論を加える学説は、当のカレ・ド・マルベール自身も含めて、確認することができないのである。かくして「形式的法律」一元論は、その後は、たとえその形骸を留めていくにしても、「議會中心主義」のもとで発揮した社会的通用力もはや維持してはいなかったといえるのではないか。

（完）

- (1) Cf., Carré de Malberg, op. cit. La Loi, pp.67-9, p.195et.s.
- (2) Cf., Debasch et al., op. cit., p.402; J.Giequel, Droit constitutionnel et institutions politiques, 11^{ed}, 1991, p.536et.s.; Cadart, op. cit. t.2 pp.816-7; Chantebout, op. cit., pp.243-51; C.Lecleercq, Droit constitutionnel et institutions politiques, 7^{ed}, 1990, pp.433-5.
- (3) 小沢「フランス第三共和制…」法経研究三九卷二号一九九〇年九頁以下参照。
- (4) 註(2)の諸文献を参照。
- (5) このような歴史認識の問題性を第四共和制の歴史分析の角度から明らかにしたものとして、以下参照。中山洋平「フランス第四共和制の政治経済体制：二つのモネ・プランと五十三年危機」国家学会雑誌一〇五卷三・四号一九九二年。
- (6) ビルンボーム自身は、必ずしもそのような意味でこの言葉を使っているわけではない。なによりも彼は、第三共和制と第四共和制とを「議員たちの共和国」というこの定義でひとくくりにする。ビルンボーム『現代フランスの権力エリート』（田口富久治監訳・国広敏文訳）一九八八年三九頁参照。
- (7) 小沢「フランス第三共和制…」法経研究三九卷二号六頁。
- (8) ビルンボーム前掲書一五—二六頁参照。
- (9) 「政党システムの未確立」「政党の脆弱性」はフランス現代政治「一般」をいろいろの特徴ではあるが、それでも第一次大戦を前後して政党の社会的影響力には格段の違いを確認することができると思われる。
- (10) 小沢「フランス第三共和制…」法経研究三九卷二号四〇—二頁、「…四」法経研究四〇卷一号一九九一年三〇—一頁、参照。なお、以下も参照、ビルンボーム前掲書二三頁。

(11) 一九世紀末のフランスにおける国民国家的統合のなかでの教育の位置についてはとりあえず以下参照。喜安朗「フランス第三共和政の形成と政治支配の論理」歴史学研究三五〇号一九六九年、谷川稔「司祭と教師」谷川他『規範としての文化』一九九〇年、小田中直樹「フランス第二共和制期における統治構造の再編過程」岡田与好編『政治経済改革への途』一九九一年。平野千果子「フランスの歴史教科書にみる植民地問題」寧楽史苑三五号一九九二年、服部春彦・谷川稔編著『フランス近代史』一九九三年、一六七—一七七頁、一九一—二〇〇頁。

(12) 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』一九八三年三八四—五頁参照。

(13) 一九世紀イギリスの「行政革命」についてはとりあえず以下参照。金子勝「『自由主義』的行財政改革の形成(一)」社会科学研究三四巻二号・三号一九八二年、同「イギリス近代国家における中央と地方」思想七四六号一九八六年、岡田章宏「一九世紀イギリスにおける地方統治の変容」法政論集一一七号一九八七年。

(14) A. V. ダイシー『法律と世論』清水金二郎訳菊池勇夫監修一九七二年、二二三頁以下、参照。

(15) 北住炯一『近代ドイツ官僚国家と自治』一九九〇年、木谷勤『ドイツ第二帝制史研究』一九七七年一九〇頁以下参照。

(16) 小沢「フランス第三共和制：(一)」法経研究三九巻二号参照。

(17) この点については、只野前掲論文二五四頁、同「博士論文要旨」フランス選挙制度の研究」一橋論叢一〇九巻六号一九九三年一一三—四頁参照。

(18) この点については、糠塚康江「『共和制』のシンボル化」ジュリスト一〇一三号一九九二年九七—八頁参照。また、戦間期に展開する「デクレ・ロワ現象」は、おそらく私の分析した「議会改革」の流れを前提にして、さらにそこに第一次大戦後の状況変化が加わることによって現出したものとして位置づけられる。「議会中心主義」の概念を本

文で示したように規定する私としては、「デクレ・ロワ現象」を「議会中心主義ゆえの事態」として把握することには、ためらいを覚える。

- (19) たとえば以下参照、宮沢俊義「立法・行政両機関の間の権限分配の原理」宮沢『憲法の原理』一九六七年一五四―七頁、樋口前掲『比較憲法』一三八―九頁、同『現代民主主義の憲法思想』六頁以下。

- (20) 小沢「フランス第三共和制」(五)法経研究四〇巻二号三八頁以下、同「(七)法経研究四一卷四号三―四頁参照。このことと関連するのだろうか。今日のフランスの憲法学説では、第三共和制の憲法史を叙述する場合に、議会中心主義と「デクレ・ロワ現象」とが無媒介に連続して記述されることが往々にしてある。たとえば、以下参照、

Debbasch et al., op.cit., pp. 402 ; Cadart, op.cit., t. 2 pp. 816-7 ; Leclercq, op.cit., p. 433-4. その一方で、両者の「断絶」を「国家改革」などの動きをふまえて強調するものとして以下などは注目に値する。J. Gicquel, op.cit., pp. 539-40 ; M. Morabito et D. Bournaud, *Histoire constitutionnelle et politique de la France* (1789-1958), 1991, p. 313 et. s..

- (21) もっとも、デュギーのその後の研究は、その反「議会中心主義」を十分に展開させていったわけでは必ずしもないように見うけられる。この点は、現実の「議会改革」そのものが「議会中心主義」を完全にはつき崩せなかったことの意味とも関わって、今後の検討課題としたい。